

燕市告示第 180 号

燕市自治会長に関する要綱(令和2年燕市告示第110号)の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

題名を次のように改める。

燕市自治会長等に関する要綱

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「効率化を図るため必要な事項を定め、協働によるまちづくりを推進することを目的とする」を「協働によるまちづくりの推進を図るため、自治会長報償金その他の自治会長等に関することについて、必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 市内に居住する住民が、地縁に基づく生活地域を単位とし、自主的に結成した団体をいう。
- (2) 自治会長 自治会を代表する者をいう。
- (3) 自治会長等 自治会長及び第5条に規定する自治会長代理をいう。

(自治会長に依頼する事務)

第3条 市長が自治会長に依頼する事務は、次のとおりとする。

- (1) 市政の運営補助に関すること。
- (2) 市広報誌の配布に関すること。
- (3) 一般周知事項に係る文書の配布に関すること。
- (4) 各種の募金の取りまとめに関すること。
- (5) 市と区域住民の連絡に関すること。

(6) 災害発生時における被害の調査及び救助物資の配布に関すること。

(7) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(自治会長交代の届出)

第4条 自治会長の交代があるときは、文書をもって市長に届け出るものとする。

第5条を削る。

第6条第1項中「欠けたときに備えて」を「欠けたときは」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項及び第2項を次のように改める。

市長は、第3条に規定する事務の執行に対し、報償金を支給するものとする。

2 報償金の年額は、次に掲げる額の合計とする。

(1) 均等割 20,000円

(2) 世帯割 1,350円

第7条第3項中「委嘱した自治会長」を「自治会長等」に改め、同条第4項中「計算する」の次に「ことができる」を加え、同条を第6条とする。

第9条中「必要な事項は、」の次に「市長が」を加え、同条を第10条とする。

第8条中「自治会長は委嘱された事務」を「自治会長等は、第3条に規定する事務」に、「知りえた秘密」を「知り得た秘密」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

(報償金の支給方法)

第7条 報償金は、次に掲げるところにより、年4回に分割し、自治会長等が指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

区分	基準月	世帯数の基準日
第1期	4月、5月、6月	前年度3月31日
第2期	7月、8月、9月	
第3期	10月、11月、12月	当該年度9月30日

第4期	1月、2月、3月	
-----	----------	--

- 2 前項の規定により報償金を振り込むときは、その旨を自治会長等に通知するものとする。

(報償金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により報償金の支給を受けたと認められる場合は、その者に当該報償金の全部又は一部の返還を命じることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(燕市集会施設建設費補助金交付要綱の一部改正)

- 2 燕市集会施設建設費補助金交付要綱(平成18年燕市告示第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「燕市自治会長に関する要綱(令和2年燕市告示第110号)」を「燕市自治会長等に関する要綱(令和2年燕市告示第110号)」に改める。

(燕市防犯カメラ設置補助金交付要綱の一部改正)

- 3 燕市防犯カメラ設置補助金交付要綱(平成26年燕市告示第221号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「燕市自治会長に関する要綱(令和2年燕市告示第110号)」を「燕市自治会長等に関する要綱(令和2年燕市告示第110号)」に改める。

(燕市介護予防・日常生活支援サービス事業補助金交付要綱の一部改正)

- 4 燕市介護予防・日常生活支援サービス事業補助金交付要綱(平成29年燕市告示第74号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「燕市自治会長に関する要綱(令和2年燕市告示第110号)」を「燕市自治会長等に関する要綱(令和2年燕市告示第110号)」に改める。